令和**2**年度税率の改正について

【1】第1回運協での説明経過と議論

- (1)北海道、国保連資料を使用した「納付金制度」の説明と現状説明
 - ・前期高齢者交付金の精算額が「5,000万円」から「1億800万円」へ増額
 - ⇒基金及び歳計残額「1億1,300万円」(H30年度末)がなくなる見込み
- (2)税率改正にむけた「方向性」の検討について(令和5年度までの方向性)
 - ①標準保険税率 ②3方式化(完全) ③支援・介護分の3方式化(一部) ④改正見送り
 - ⇒③であれば、税収は減るが、その分が国補てん(低所得)へ財源転化され、減収ならず
 - ⇒③か④か、という方向性は見えたが、結論に達せず(改正する必要性が弱い?)

【2】H31年度決算見込みと基金状況について

(1)H31年度保険税収の見込み

※総務費や保健事業における「赤字」がない(道補助金が全て充当した)ものと想定した試算 →H30 年度決算では、道補助金が全て充当され、一部納付金財源にも充当されている

①税収見込み (現年課税分)

 ⇒3 月増減率				
97. 4%				

(単位:千円)

7: 当初賦課(7月) 年度 決算(3月末) H28年 597, 001 581.726 562.649 H29年 580, 638 96.9% H30年 575, 226 558, 777 97.1% H28~30の平均率 97.1% 1 549,407

7月当初賦課から 3月末決算まで、 他保険への異動等で減額傾向。 過去3年の平均97%を使用し 推計

②税収見込み(滞納繰越分)

H31年

(単位:千円)

年度	決算(3月末)	年度間増減率	
H28年	22, 354	(84. 9%)	
H29年	16, 922	75. 7%	
H30年	15, 842	93. 6%	
H28~	~30 の平均率	84. 7%	
H31 年	2 12,673	80%	

566. 399

年度間の増減率の平均 80%を使用し、 H31 年度の決算を推計

97%



H31 年度税収見込み

①+②=562,080 千円

562,000 千円

(2)H31年度納付金における税財源必要額の推計

税財源分 H31納付金 国(低所得者助成) 財政安定化 ·般会計繰入 560,836 750,036 150,000 35,000 4, 200

| 561.000 千円 ⇒H31 年度納付金の「税財源分」: 560,836 千円 ≒

(3)H31年度の収支見込

・収支見込は、**ほぼ収支** O に近いものと想定。推計ブレを見込んでも、5,000 千円程度か

(1) 税収見込:562,000 千円 - (2)納付金(税財源):561,000 千円 = **+1,000 千円**

(4)前期高齢者交付金の精算と基金残額

- ①前期高齢者交付金の精算(合計 107,881 千円)
 - · 名寄市の実際の精算額(H28、29): 47,382 千円
 - ・道で当財源を先食いして保険税に充当した精算分:60,499 千円
 - ・4年間 (R 2~5年) で返還する:年26,970千円 ≒ **年27,000千円**
- ②国保基金の状況(保険税抑制財源)
 - ●H30年度末:72,387千円
 - ●歳計剰余金:41,066 千円 ⇒ 全額積立てた場合: **基金残額 113,453 千円**

③前期精算と基金の関係

・基金の今後の推移を予想。(3)から、H31年度の決算補てん(赤字)は「0」と推定

年度	基金(当初)	決算補てん	前期精算	基金(決算)
H31年	113, 453	▲0	▲0	113, 453
R 2 年	113, 453	▲ ?	▲ 27, 000	86, 453
R 3 年	86, 453	?	▲ 27, 000	59, 453
R 4 年	59, 453	?	▲ 27, 000	32, 453
R 5 年	32, 453	?	▲ 26, 881	5, 572



<見解>

- ●「基金」は、前期精算に使用して残額が無くなる(ただし、当面は「ある」)
- ●結果、「決算補てん」への対応ができなくなるため、「補てん分」の税率改正が必要 ⇒ただし、現段階では、税率改正分として「いくら」必要か不明
- ○最終的に、基金運用による財政運営のため、「基金確保分」も含めた改正が必要?

【まとめ】



●R2年度の「決算補てん分(赤字)」を、R3年度で「税率改正」する

- ⇒「R2納付金(仮算定)」は、11月末に道から提示予定。概算で±の方向性がわかる
- ⇒「R2年7月当初賦課」で、R2税収が見えて、決算見込み可能(補てん分判明)
- ⇒あわせて、H31 年度決算による収支状況も判明し、税率改正へ反映

○また、基金運用による財政運営のため、「基金確保分」も含めた改正が必要

⇒R3~4年度において、決算状況や基金残額をみながら、確保分(上乗せ)を検討

※税率改正にあたり、「3方式化(資産割廃止)」などの調整をあわせて実施する